

開館四十年を迎えた東京都公文書館

西木 浩一
東京都公文書館

1. 東京都公文書館の時期区分

東京都公文書館は昭和43年（1968）10月1日、都政史料館と総務局総務部文書課の機能の一部を統合する形で開館しました。平成20年度（2008）で40周年を迎えたこととなりますが、公文書館法の成立がちょうどその中間の昭和63年（1988）6月ですから、「法以前」と「法以後」に2分割することができます。これに長い「前史」を加えて三区区分し、その歩みを概観してみます。

I 期 公文書館前史

昭和18年、東京都制施行に伴い、それ以前の東京府・東京市の記録資料が一括して都に引継がれました。その意味では明治元年（1868）年以来の東京府、明治22年以後の東京市における、文書管理業務の総体を当館の前史とみることができます。また東京府・東京市とも修史事業を実施していたことから、その編纂成果物のもとより、編纂過程で調査・収集した貴重な史料群が現在の公文書館所蔵資料の核を形成しています。

東京府が江戸幕府諸役所から引継いだ記録等も含めて、天下の城下町・江戸から近代国家日本の首都・東京へという都市の歴史、その公共性を担う諸機関の活動の歴史を一貫して読み解きうる記録資料群を形成してきた点、ここに 期のもつ歴史的意義があります。

昭和27年（1952）9月、戦時下に休刊となっていた「東京市史稿」の刊行が再開され、11月には都政史料館が文書課四谷分室に設置されました。

II 期 公文書館（法以前）

都政史料館において、修史事業を主としながら一部公文書を含む都政史料の保存管理業務が実施されていましたが、公文書の収集・保存・利用に

ついては組織・施設両面において不十分な状態でした。また全庁的にも年々増大する公文書の集中保存管理が喫緊の課題となっていました。こうしたことから昭和39年に計画を決定、同43年に完成したのが東京都公文書館です。山口県立文書館、京都府立総合資料館に次ぐ設立ですが、「公文書館」を名乗った初のアーカイブズでした。

10月の開館と同時に府・市公文書の公開・閲覧を開始、一方文書課の一部業務を継承して公文書の引継ぎと保存にあたりつつ、史料編さん事業を発展させていきました。公文書館としての業務の骨格を形作った20年であったとみることができます。

III 期 公文書館（法以後）

昭和63年の公文書館法施行後も東京都公文書館はあらためて条例設置とすることはなく、組織的には総務局総務部の行政機関として継続しました。しかし、「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務」を共有することは当然に深く自覚され、事業展開に反映されていきました。

いわゆる三十年公開原則に則った都文書の閲覧開始、マイクロフィルム化事業の本格的展開（その一部は電子化）、都立中央図書館・江戸東京博物館と連携した普及広報事業、ホームページの開設・運営等がその具体的な現われです。

2. 公文書館の近況：機能アップの方向性

公文書管理法案（仮称）の国会提出が具体的日程にあがっている今、東京都公文書館は第一期「公文書管理法」期の入口に位置しているとみることができるでしょう。～ 期に収集してきた

歴史的価値の高い資料へのアクセス改善を図る一方で、現代公文書の確実な収集・保存に努め、その利用促進を図ることで、都の行政の足跡を都民の検証に供し、十全な説明責任を果たすという公文書館の本質的機能の充実が求められることとなります。

そのために当館が重点的に取り組みを開始した課題をご紹介します。

まずひとつの柱は目録データベースの再構築です。すでに第一期の段階から紙ベースの簿冊目録は作成されており、第二期には件名データの作成と電子化を進め、平成15年度から閲覧利用者向けの検索システムとして提供していますが、いわば手作りの業務管理用データベースをそのまま転用しているため、一般の方にはわかりにくいシステムとなっています。また、利用者からの要望が多いインターネット上での資料検索を実現する上でも大きなネックになっています。そこで、蓄積した件名データをもとにして、より早く、より確実に検索できるシステムの導入に向けて現在具体的な検討を進めているところです。いかに所蔵資料の内容が豊かであっても、求めるものにアクセスできないのでは宝の持ち腐れということになりかねません。国立公文書館等との横断・統合検索の可能性も視野に入れながら、検索システムの再構築に万全を期したいと考えています。

今ひとつの重要な課題は、現代公文書の確実な収集です。東京都では平成15年に文書総合管理システムの運用を開始し、知事部局で発生する起案文書の情報を電子的に一元管理できるようになっています。しかし、制度として整っているといっても単に引継ぎを待つという姿勢では作成課から公文書館への引継ぎが進まず、誤廃棄や散逸の危険を生みかねません。そこで都政の歴史を跡づける文書等のうちとくに重要なものを指定し、より確実に、できる限り一体的に収集できるよう、公文書等の収集に関する関連規程と業務体系の整備作業を進めているところです。

一方、昭和20、30年代の都文書については現段

階では発生情報も不明であり、現に引き継がれている文書数も極端に少ないという実態があります。そこで都政史の空白を生み出さないためにも、ラストチャンスのもりで所在調査を実施し、当館に引き継げるものは確実に引き継いでいこうという計画を立てました。

これが平成19年度に結成された現代文書調査・収集プロジェクトです。「あなたの職場に“東京の歴史”が眠っていませんか？」を合言葉に、ポスター・チラシを配布、知事部局対象のアンケートを実施した結果、多くの情報が寄せられました。これをもとにスポット調査を重ね、すでに重要な文書群の収集という成果があがり始めています。

こうした取り組みに加え、庁内外に向けて公文書館の存在意義をアピールしていく普及広報事業にも一層力を注ぎ、アーカイブズの新時代を担える公文書館へとレベルアップを図っていきたくと考えているところです。

データシート

平成21年2月12日現在

- ・機 関 名：東京都文書館
- ・所 在 地：〒105 0022 東京都港区海岸1 13 17
- ・電話/FAX：03 5470 1333/03 3432 0458
- ・ホームページ：<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/index.htm>
- ・交 通：
 - JR 浜松町駅北口徒歩 7 分
 - 都営地下鉄大江戸線・浅草線大門駅 (B 2 出口)徒歩 8 分
 - 新交通システム「ゆりかもめ」竹芝駅徒歩 2 分
 - 都バス「竹芝棧橋」(虹01)「竹芝棧橋入口」(浜95甲)徒歩 2 分

・開館年月日：昭和43年10月1日

・設置根拠：東京都組織規程

・組 織：



・建 物：

- 1.敷地面積：3,461㎡
- 2.建物延面積：11,302㎡ (うち公文書館部分8,550㎡)、
(書架延長11,290m)
- 3.構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

・収蔵資料の概要：

江戸・明治期史料	8,000点
東京府・市文書	34,500冊
東京都文書	785,800件
庁内刊行物	79,000冊

・開館日数/閲覧室利用者数

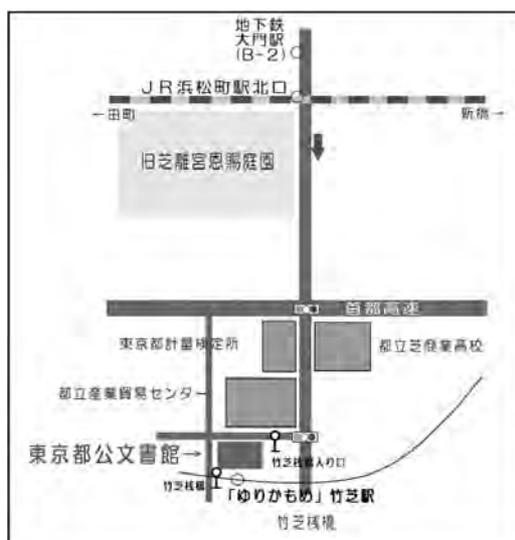
242日/3,632人 (平成19年度)

・休 館 日：

日曜・国民の祝日・休日、
年末年始 (12/28～1/4)、第3水曜日

・主な事業 (平成20年度)

- ・ロビー展 第1回
5月20日～8月29日
「1964年東京オリンピックへの道
～招致活動の記録をたどる～」
- ・ロビー展 第2回
9月1日～10月24日
「江戸の地誌編さん～地域史の発見～」
- ・ロビー展 第3回
10月28日～12月26日
「東京府の開庁～町奉行所・市政裁判所・東京府」



東京都公文書館外観

西木浩一 (にしき こういち)：平成5年、史料編纂職種として都に採用となり、以来『東京市史稿』産業篇等の編集に従事。平成19年度より史料編さん係係長。